

やまぐち適正竹林経営促進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、やまぐち適正竹林経営促進事業（以下「事業」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

2 この事業の実施については、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）及び「やまぐち適正竹林経営促進事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(補助の対象者等)

第2条 本事業の対象となる実施主体は、「山口県竹林経営マイスター認定要領」（令和7年6月23日制定）に基づき、県が認定した竹材生産者等である山口県竹林経営マイスター（以下「マイスター」という。）またはマイスターの所属する団体、企業とする。

2 団体、企業で申請する場合は、定款、規約、会則等の組織及び活動内容を証明する書類を必要とする。

(竹市場への竹材搬入)

第3条 事業実施主体は、本事業の実施に際して、「山口県竹林経営計画取扱要領」（令和7年11月10日制定）に基づき、竹林経営計画書を作成し、「山口県における竹市場運営規程」（令和7年11月10日制定）に基づき、竹市場の運営管理者の確認を受けた後に、竹材を竹市場へ搬入するものとする。

(竹材搬入計画書の作成)

第4条 事業実施主体は、本事業の実施に際して、竹市場への搬入見込みについて、竹材搬入計画書（別記第1号様式）を作成し、要綱第5条で定めた交付申請書に添付する。

(補助対象額の算出)

第5条 補助対象額は、交付申請時は竹材搬入見込み量（トン）に補助単価3千円を乗じた金額とし、実績報告時は竹材搬入量（トン）に同単価を乗じた金額とする。

2 竹材搬入見込み量及び実績量は、四半期ごとに集計し、1トン未満は切り捨てるものとする。

3 前2項で算出された額が実行経費を上回る場合であっても、実行経費による精算はしない。

(書類の提出)

第6条 要綱等の規定に基づき、事業実施主体が知事に提出する書類は、別表1に定めるとおり提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、規則第4条の規定により、補助金の交付を決定したときは、事業実施主体に対し、補助金交付指令書（別記第2号様式）により通知する。

(補助金の交付額の変更承認)

第8条 知事は、要綱第6条の規定により、事業実施主体から補助金変更承認申請書が提出され、補助金の交付額の変更を承認したときは、補助金変更交付指令書（別記第3号様式）により事業実施主体に通知する。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、要綱第7条に定める実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、当該事業実施主体に別記第4号様式により通知する。

(補助金の交付)

第10条 規則第12条の規定による通知を受けた事業実施主体は、補助金を請求しようとするときは、別記第5号様式を知事に提出しなければならない。

2 知事は、事業実施主体から補助金交付請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、事業実施主体に対し当該補助金を交付する。

(概算払)

第11条 知事は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 事業実施主体は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、別記第6号様式を知事に提出しなければならない。

(請求の時期)

第12条 知事は、第10条及び第11条の請求について、別表2に定める期間により受け付けるものとする。

(指導助言)

第13条 知事は、事業を適正かつ円滑に実施するための指導助言を行うものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、この事業に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和8年1月23日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表1（第6条関係）

項目	提出書類	提出方法	提出時期
交付申請 (要綱第5条) (要領第4条)	・交付申請書(要綱第1号様式) ・竹材搬入計画書(要領第1号様式)	県森林企画課へメール等により提出 (郵送・持参による提出可)	竹林経営計画作成後、初回竹市場搬入まで
変更承認申請 (要綱第6条に該当する場合)	・変更承認申請書(要綱第2号様式) ・竹材搬入計画書(要領第1号様式)	提出先メールアドレス a17700@pref.yamaguchi.lg.jp	要綱第6条に該当することが判明した時点
実績報告 (要綱第7条)	・実績報告書(要綱第3号様式) ・竹市場発行伝票の写し		事業完了後
請求書 (要領第10条)	・補助金交付請求書(要領第5号様式)		額の確定(要領第9条)後、別表2の受付期間内
概算払請求書 (要領第11条)	・補助金概算払請求書(要領第6号様式) ・竹市場発行伝票の写し		別表2の受付期間内

別表2（第12条関係）

事業対象期間（竹市場搬入期間）		請求受付期間
4月 1日 から 6月30日	第1四半期	同年度7月1日から 7月10日まで
7月 1日 から 9月30日	第2四半期	同年度10月1日から 10月10日まで
10月 1日 から 12月31日	第3四半期	同年度1月1日から 1月10日まで
1月 1日 から 3月10日	第4四半期	同年度3月11日から 3月20日まで
3月11日 から 3月31日		補助金請求対象外

※ 請求受付期間の末日が閉庁日（土曜・日曜、祝日、または年末年始）に該当する場合には、前日までの受付とする。

別記第1号様式（第4条・第8条関係）

竹材搬入計画書

竹林経営マイスター 氏名	
--------------	--

区分	S材・A材・B材・C材・D材
竹種	

(○○竹市場)

四半期	第1四半期			小計	第2四半期			小計	第3四半期			小計	第4四半期			小計	合計
	月	4	5		7	8	9		10	11	12		1	2	3		
計画(t)																	
変更(t)																	

(注)・区分や竹種は、「山口県における竹市場運営規程」(令和7年11月10日制定)に定める竹材規格及び竹材単価表により、該当するものを丸囲みまたは記載すること。

- ・2箇所の竹市場の利用、複数の区分や竹種を持ち込む場合は、本表を追加する等により、対応すること。
- ・竹市場(字部・美祢)ごとに、計画を記載すること。
- ・企業や団体から申請する場合は、当該企業、団体等との雇用(所属)関係を証明するもの(写し)を添付すること。
- ・変更承認申請書を提出する場合は、下段の変更数量を記載、添付すること。

別記第2号様式（第7条関係）

指令 第 号

申 請 者 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった〇〇年度やまぐち適正竹林経営促進事業の補助金については、山口県補助金等交付規則第4条の規定により、下記の条件を付して金 円を交付する。

〇〇年(〇〇年) 〇〇月〇〇日

山口県知事

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、申請書記載のとおりとする。
- 2 事業実施主体は、山口県補助金等交付規則及びその他関係通達に従わなければならぬ。
- 3 事業実施主体は、この補助金に係る収入及び支出についての証拠書類を、当該事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- 4 知事は、事業実施主体が、知事の付した条件に違反した場合には、事業実施主体に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

別記第3号様式（第8条関係）

指令 第 号

申 請 者 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で変更申請のあった〇〇年度やまぐち適正竹林経営促進事業については、申請のとおりこれを承認し、下記のとおり補助金の変更をする。

〇〇年(〇〇年) 〇〇月〇〇日

山口県知事

記

1 補助金額の変更は次のとおりとする。

既交付決定額	増（△減）額	変更交付決定額
円	円	円

2 補助条件については、 年 月 日付け指令 第 号による交付決定通知のとおりとする。

別記第4号様式（第9条関係）

第 号
年(年) 月 日

申 請 者 様

山口県知事

〇〇年度やまぐち適正竹林経営促進事業補助金の額の確定について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で実績報告のあった〇〇年度やまぐち適正竹林経営促進事業の補助金については、山口県補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

については、実施要領第10条の規定による補助金交付請求書を提出してください。

記

補助金交付確定額 金 円

別記第5号様式（第10条関係）

第 号
年(年) 月 日

山口県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名

やまぐち適正竹林経営促進事業補助金交付請求書

○○年○○月○○日付け○○第○○号で補助金の額の確定通知のあった○○年度やまぐち適正竹林経営促進事業について、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 円

口座振替銀行等	銀行支店	口座振替申出印
預金種類 口座番号		

別記第6号様式（第11条関係）

第 号
年(年) 月 日

山口県知事 様

申請者
所在地
団体等の名称
代表者氏名

やまぐち適正竹林経営促進事業補助金概算払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の額の確定通知のあった〇〇年度やまぐち適正竹林経営促進事業について、下記のとおり金 円の概算払いを請求します。

記

項目	金額 (円)	出来高 (%)	請求日
交付決定額 (A)		0	—
既受領額 (B)			
今回請求額 (C)			
残額 (A)-(B)-(C)			

口座振替銀行等	銀行支店	口座振替申出印
	預金種類 口座番号	